

2010.3.15 発行

NPO法人全国被害者支援ネットワーク  
〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10  
東京外国語大学本郷サテライト 6 階  
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317  
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- センター紹介 ..... おかやまインタビュー 1
- 特 集 ..... グローバル化と犯罪被害者支援 3
- 用語解説 ..... 犯罪被害者支援ハンドブック 6
- 2010年度 全国被害者支援ネットワーク事業計画 8

### センター紹介

## 現場から発展していく 犯罪被害者支援

### 社団法人被害者サポートセンターおかやま



(奥左から) 相談員 寺田 和子氏、  
副理事長 若林 久義氏、事務局長 岸本 保氏  
(手前左から) 理事長 高原 勝哉氏、専務理事 森 陽子氏

社団法人被害者サポートセンターおかやま（略称VSCO、以下「VSCO」と表記）は、2003年11月29日に任意団体「被害者サポートセンターおかやま」として発足し、2006年1月11日に社団法人の認可を受けました。現在は、犯罪被害者等早期援助団体の指定を目指して活動しています。

今回は、広報委員の池田がインタビュー原案を作成し、ネットワーク事務局の橋高が、ブロック研修を翌日に控えた本年1月22日に、VSCO事務局にお邪魔して活動や今後の目標を伺ってきました。

VSCOの特色といえる4つの活動は、いずれも実際の支援の現場におけるニーズからつぎつぎ生まれ、2006年6月に現在の場所に事務所ができてから、本格的な活動を開始しています。

#### ■VSCOによる支援活動の特色

##### ①性犯罪被害者支援

2009年1月から12月までの年間相談計286件中、86件が性的被害に関する相談と、取り扱い罪種のなかで性犯罪が際だっています。主として電話相談、センターに関わっている中学校養護教諭からの情報提供、所轄警察署からの支援要請、の3つが端緒です。

##### ②自助グループ

性暴力被害者の会は2006年2月から、殺人・交通事故被害者遺族の会は2007年9月から、いずれも実際の被害者の要請から活動を開始しており、VSCO事務局では、自助グループ委員会を設置して会を運営しています。現在はセンターが深くかかわっていますが、今後、被害者ご遺族の要請から、運営を任せていく方向です。

##### ③犯罪被害者支援基金

犯罪被害者の精神的被害等の回復または軽減のため、精神科医や臨床心理士による診察・治療・カウンセリング等に関する費用を、1回5千円、年間3万円を限度に支給する制度を、2008年6月に設立しました。これも実際のある被害者のニーズから発生した基金です。

行政機関からの支給制度では、申請から支給まで3～4ヶ月もかかるため、被害者に医療が必要な時期に間に合いません。民間団体ならではのフットワークの軽さが生かされています。

##### ④行政への働きかけ

2009年1月から12月までの1年間で、公営住宅の確保や生活保護の手続き補助など、行政窓口との連絡調整業務を33回行いました。国の通達を、支援員自身が、各地方自治体窓口働きかけ、被害者の公営住宅への入居などに貢献するとともに、被害者支援の必要性を直接窓口担当者に啓発する効果があります。

**Q1** センターとしての支援への取り組みや研修体制はどうでしょう？

**A1** 支援は原則3人一組で行い、1人に責務が集中しないように分配しています。チーム内での話し合いの他に、月1回の事例検討を行い、さらに、難しいケースについては、コーディネーターの判断も仰ぐ体制にしています。

近年、支援員として加わった方に、元看護師や元保健師といった専門職種経験者がいるので、支援の面でも、支援員の研修やメンタルケアの面でもこれから大きな力になってもらえると思います。

**Q2** どのような広報活動をしていらっしゃいますか？

**A2** フォーラムや講演会、県民公開講座の開催や、ケーブルテレビなどでの広報のほか、2008年3月から、毎月1回、岡山駅構内でビラ配りを実施しています。これまでに他県居住者の方からの電話相談や、テレビ関係者からの取材申し込みなどの反響がありました。

**Q3** 早期援助団体の指定を目指して、どのような取り組みをされていますか？

**A3** 2009年10月に県警を通じて県の公安委員会に申請書を提出しました。団体や法人の賛助会員が少ない点、つまり自主財源が弱い点を指摘されていますが、逆に、早期指定を受け、さらに公益法人格を取得すれば、VSCOの存在を信頼していただく機会になり、会費収入も増えることが期待できます。

**Q4** 早期援助団体になったら支援件数が増えるものと思われそうですが、対応はどう考えていらっしゃいますか？

**A4** あまり事件数が増えすぎると、財政基盤を強化しなければ支援員に対する謝金(時給500円)を払えなくなるおそれがあります。また、部屋の面積も現在の倍は必要です。したがって公的な助成金の増額を強く希望します。

**Q5** すでに早期援助団体の指定を受けているセンターや、全国被害者支援ネットワークに求めるものは？

**A5** 中国・四国ブロックでは、早期援助団体の指定を受けている団体は広島のみです。いずれのセンターも、財政的な理由で、最低限3人の相談員を安定的に確保する

ことが難しいです。ネットワークには、財政基盤の強化支援、行政への働きかけ、犯罪被害者基金の創設などの面で期待しています。



岡山駅構内における広報活動

**Q6** 最後に、支援にあたって心がけていることを伺います。

**A6** 二次被害を与えないようにということを心がけています(寺田氏)。

いちばん最初に被害者に会うとき、いつも自分の人格全体が計られていると感じます。その気持ちを忘れないようにしたいです。(森氏)

支援者は被害者が自分でも気づかないニーズを掘り起こす必要があるが、被害者のペースに合わなかったり、本人の望まない支援メニューを提示したりすることで反発を受ける可能性があります。熱心になるほど支援の押し付けになりがちなので、「自己決定を尊重する」ことの難しさを感じています。(高原氏)



岡山城

■以下に、VSCOによる行政への働きかけの具体例紹介として、VSCOが内閣府の基本計画見直し検討会の際に提出した資料より、一部を抜粋掲載します。

「学校の児童生徒が性犯罪被害者となった場合における学校内での取り組みについて」(基本法第11条に関して)

#### 提言

- 学校内において被害回復のための取り組み体制の実施
- 担任・養護教諭等の性被害問題に精通した対応が重要
- 個人情報の保護を図りながら取り組みがなされること
- 被害者と加害者が同じ学校の場合は、被害少女の親と加害少年の親との修復的対話が必要な場合もあることから、一歩踏み込んだ対応を検討する必要がある。
- 精神的治療が必要な場合、そのときの遅刻・早退等に関して正しい理解・対応が望まれる。

「国民の理解の増進」(基本法第20条に関して)

性犯罪被害者の置かれている状況

性暴力犯罪は「魂の殺人」と言われているにも拘らず、その置かれている状況が充分理解されず、被害者は、家庭・学校・職場・地域社会等の中で孤立している。

#### 提言

- 性犯罪被害者の置かれている状況に光を当て、広報啓発を強力に推進する。
- 現在行われている交通安全運動や児童虐待防止推進活動等のように、性被害に重点を置いた広報啓発活動を進めるべきである。

## 特集

# グローバル化と犯罪被害者支援

## —民間団体の果たすべき役割について—

富田 信穂

### I はじめに

わが国が急速なグローバル化 (globalization) の中にあることが指摘されてから久しい。グローバル化とは、周知の通り、あらゆるものが地球的規模で行なわれ、全世界との関わりを持つ、という現象を指す。後述するように、わが国の社会におけるグローバル化の進行に伴い、「犯罪のグローバル化」や「犯罪被害のグローバル化」も進行している。しかし、この「犯罪のグローバル化」や「犯罪被害のグローバル化」に犯罪被害者支援は対応しておらず、「犯罪被害者支援のグローバル化」は十分に整備されていない。そこで本稿では、全くの試論であるが、「犯罪被害者支援のグローバル化」について主要な問題を取り上げ、これにどのように対処すべきであるかを論じることとする。また、民間団体の果たすべき役割や活動についても必要に応じて論じることとする。

ところで、「犯罪被害者支援のグローバル化」に関する問題はさまざまであるが、本稿では、①わが国で犯罪被害を受けた外国人 (以下、原則として「外国人被害者」と略称する。) をめぐる問題、②日本国外において日本人が受けた犯罪被害 (以下、原則として「国外被害」と略称する。) をめぐる問題、及び③犯罪被害者支援の「グローバル・スタンダード」をめぐる問題、の3つを取り上げることとする。なお、本稿において意見にわたる部分は、すべて筆者の私見である。

### II 外国人被害者

#### 1 外国人被害者に関する統計

法務省入国管理局の資料 (平成21年版『出入国管理』) によると、2008年の外国人入国者数は、9,146,108 (うち新規入国者数7,711,828人、再入国者数1,434,280人) となっている。また同年末の外国人登録者数は2,217,426人であり、わが国の総人口127,692,000人 (総務省統計局「平成20年10月1日現在推計人口」) による) の1.74%に相当する。なお、この比率は年々上昇しており、2008年の比率は過去最高である。一方、警察庁の統計 (『平成20年の犯罪』における表54及び表138) によると、2008年における「人が被害者となった犯罪の認知件数」のうち、

外国人が被害者となった犯罪の認知件数は、主要な犯罪についてのみであるが、次の通りである。なおカッコ内は全体の認知件数である。

殺人	63件	(1,297件)
強盗	89件	(4,278件)
強姦	23件	(1,582件)
暴行	768件	(28,291件)
傷害	894件	(30,986件)

この統計についてはさまざまな読み取り方が可能であるが、外国人が被害者となった認知件数の比率は、人口における外国人の比率とほぼ対応しているように思われる。

#### 2 外国人被害者への支援

外国人の被害者および遺族 (以下、被害者等という) に対する経済的支援については、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和55年法律第36号) (以下、「犯罪被害者等支援法」と略称) 第3条によれば、外国人被害者であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、日本国内に住所を有していた者については給付金の支給対象となる。従って遺族給付金については、遺族も日本国内に住所を有していることが必要となる。外国人被害者に対する給付金の支給につき「経済的支援に関する検討会」の最終取りまとめ (平成19年11月6日犯罪被害者等施策推進会議決定) は、次のように述べている。「基本的には現行の犯罪被害給付制度の対象を維持すべきであり、過失犯ないし財産犯の被害者等や日本に住所を有する外国人以外の外国人をその対象とすることは困難である」 (『第2 提言』「4 経済的支援の対象について」)。現時点においてこの見解は当を得ており、外国人被害者等に対する給付金の支給について、現行の制度を直ちに改正する必要は無いと思われる。なお、全国被害者支援ネットワークでは、犯罪被害者等給付金の支給の対象とならない事件の被害者等も対象として、小額ではあるが給付金の支給を各加盟団体を通じて行っている。これは外国

人被害者に対しても支給がなされるものである。\*

経済的支援以外の支援（精神的・身体的損害の回復のための施策や刑事手続への関与拡充のための施策など）については、犯罪被害者等基本法の施行後においてかなり充実してきたといえる。しかし外国人被害者等の言語的・文化的特性への配慮については、未だ十分ではない。例えば、警察においては「被害者の手引き」に各国語版も用意されているが、それらが十分に活用されているとは言えず、また通訳などの確保などについても十分に行なわれていないように思われる。また民間の犯罪被害者支援機関においては、そもそも外国人被害者等への対応を全くしていないところもかなり多く存在する。今後の改善が求められる。

### 3 DV被害者

厚生労働省の「婚姻に関する統計」(人口動態特殊報告)(平成18年度)によると、平成17年においては、夫婦の一方が外国人である婚姻は約41,481件であり、これは全婚姻件数の約6%を占めている。このうち夫の国籍が日本であり妻の国籍が外国であるものが33,116件、妻の国籍が日本であり夫の国籍が外国であるものが8,365件となっており、妻が外国人である婚姻の比率が圧倒的に高い。ところで警察庁の統計(「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」平成21年3月12日)によると、「配偶者からの暴力」の認知件数(平成20年)は25,210件となっているが、このうち外国人配偶者にかかる事案の件数は明らかではない。しかし外国人配偶者もDV被害を受けていることは容易に推測される。地方自治体レベルの統計を見るとこのことが裏付けられる。例えば茨城県における婦人相談所の統計(茨城県保健福祉部子ども家庭課「茨城県婦人相談所における相談状況に関する統計」平成20年)では、「来所相談」および「電話相談」の件数は3,964件(うちDV1,095件)となっているが、このうち外国人からの相談件数は54件(うちDV41件)となっており、特にDVの件数が多いことが分かる。他の都道府県における状況については資料を入手していないので断定できないが、おそらく同じような状況であると想像される。DVの被害者への対応に際しても、外国人配偶者の言語的および文化的特性に配慮することが期待される。なお、DV被害を対象とする民間団体が各地に設立されているが、これらの団体の多くは外国人の被害者を対象としていることが一般的であるようである。

### 4 人身取引の被害者

アメリカ合衆国国務省の推定によると、人身取引

(Human Trafficking)の被害者数は年間60万人から80万人であり、このうち約80%が女性であるとされている(National Sheriff's Association, First Response to Victims of Crime, April 2008, Office for Victims of Crime, U.S. Department of Justice, NCJ217272, P.57)。わが国の人身取引に関する警察庁の統計(警察庁生活環境課「平成20年中における人身取引事案について」平成21年2月5日)を見ると、検挙件数は36件、検挙人員は33人となっている。被害者総数は36人であり、この国籍内訳は、タイ18人、フィリピン7人、台湾5人、日本2人、マカオ2人、中国1人、バングラデシュ1人となっている。また外国人の被害者34人について、被害者保護時の在留資格を見ると、短期滞在9人、不法入国8人、不法残留7人、日本人配偶者6人、興行4人となっている。また法務省の統計(法務省入国管理局「平成20年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者等について」平成21年1月30日)によると、平成20年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数は総数で28人であり、このうち正規在留者が11人、入管法違反者が17人となっている。

人身取引の被害者への支援については、周知の通り「人身取引対策行動計画」(平成16年12月7日)に基づく施策が展開されている。その詳細については、内閣官房「人身取引対策行動計画の進捗状況」(平成20年10月)などに示されているが、この行動計画に従い刑法改正(人身売買罪の新設)(刑法226条の2)(平成17年)、出入国管理および難民認定法の改正(被害者等に特別在留許可の付与)(平成17年)、被害者向けのパンフレットの作成(警察庁)などが行なわれてきた。しかしながら、国外からはわが国における人身取引の被害者への支援を更に充実させるべきとの提言がなされている。例えばアメリカ合衆国国務省は日本に対して、シェルターにおいて被害者が通訳サービスや自国言語による心理カウンセリングを利用できるように継続して努力すべきことや、被害者に対して無料法律相談が利用できることを知らせることや、特別在留許可を更に活用すべきことなどを勧告している。なお、これらの勧告については、U.S. Department of State, Trafficking in Persons Report 2008のCountry NarrativesにおけるRecommendations for Japanに示されている。このような「外圧」の有無に関わらず、わが国における人身取引の被害者に対する施策のあり方を検討することが望まれる。また、全国被害者支援ネットワーク加盟団体においては一般的ではないが、人身取引の被害者に対する支援活動を行なっている民間団体も見られ、今後の活動が注目される。

### Ⅲ 国外被害

#### 1 日本人の国外における犯罪被害

法務省の統計（法務省入国管理局編「出入国管理（平成21年版）」によると、平成20年における日本人の出国者数は15,987,250人であったが、国外において日本人が犯罪被害を受けることも稀ではない。同年の日本人の国外における犯罪被害状況については、在外公館が法人援護業務を通じて把握した事件の数が「犯罪白書」（平成21年版）に掲載されている。これによると、次の通りとなっている（カッコ内は構成比である）。

総数	5,574 (100)
殺人	28 (0.5)
強盗	421 (7.6)
傷害・暴行	117 (2.1)
窃盗	4,428 (79.4)
詐欺	380 (6.8)
強姦・強制わいせつ	29 (0.5)
誘拐	9 (0.2)
その他	76 (1.4)

ところで犯罪被害者等給付金は、「日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内」における犯罪行為による被害者等に支給される（犯罪被害者等支援法2条）。従って、日本国外における犯罪被害に対しては支給されない。既に紹介した通り、「経済的支援に関する検討会」の最終取りまとめ（平成19年11月6日 犯罪被害者等施策推進会議決定）に従い、平成20年に犯罪被害者等支援法は改正されたが、国外における犯罪行為の被害者等に対する不支給の原則については見直されることはなかった。この点につき上記の「最終取りまとめ」は次のように述べている。

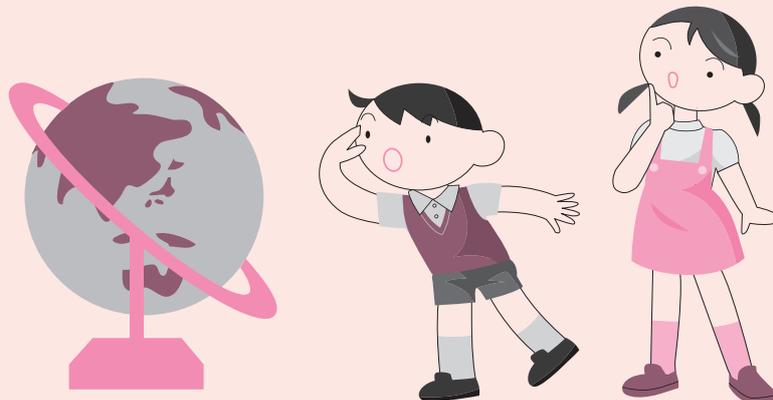
「基本的には現行の犯罪被害給付制度の対象を維持すべきであり、過失犯ないし財産犯の被害者等や日本に住

所を有する外国人以外の外国人をその対象とすることは困難である。ただし、過失犯ないし海外で身体犯被害を受けた日本国籍を有する被害者等に関しては、個別の事情に照らし、何らかの救済を行わないと基本法の趣旨を全うできないと思われる特別の理由がある場合、前記基金による対応を考慮すべきである」（「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめの「第2 提言」「4 経済的支援の対象について」）。

ところで「前記基金」とは、この「最終取りまとめ」の「第2 提言」「1 経済的支援の理念、目的、財源について」「(4) 基金」のなかで述べられている「基金」のことである。これについては、次のような説明がなされている。

「これら新たな経済的支援制度による公的な救済の対象とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし、何らかの救済の手を差し伸べないと基本法の趣旨を全うできないと思われる特別の理由があると思われる者に対しては、社会の連帯共助の精神に基づき、民間の浄財による基金において、一定の指針のもとに、給付を行うような仕組みを構築すべきである。」この「基金」の設立はまだ行なわれていないが、国外における犯罪行為の被害者等に対してこの「基金」からの給付を認めるべき「個別の事情」や「特別の理由」について早急に検討し、速やかに設立すべきであると思われる。なお、財団法人犯罪被害救援基金では、新たに「支援金支給事業」を開始しており、これが実質的に上記の「基金」の役割を果たしているようであるが、事業の詳細については不明である。

なお、経済的支援以外の支援については、国外の支援機関とわが国の支援機関との密接な連携協力により、外国においても日本人の被害者等に対して日本語による支援サービスが提供などを含めた、より充実した支援サービスが期待される。



## 2 国外におけるテロリズムによる被害

テロリズムによる被害は、国内のみならず国外においても発生する。テロリズムによる被害への対応については、前述の「経済的支援に関する最終取りまとめ」の「第2 提言」「5 テロ事件の被害者等に対する特例的措置について」は、次のように述べている。

「対象となるテロ事件の定義付けは困難である上、テロ事件の態様は様々であるから、一般の犯罪被害者等とは別に特別な救済策をとることをあらかじめ包括的に定めておくことは困難である。

ただし、国家または社会に対するテロ行為により無差別大量の死傷者が生じた場合には、国は、迅速に、当該テロ事件を指定して特別措置法を制定するなどにより、当該テロ事件に対する国の対処法方針を決定し、そのなかで、被害者等に対する医療、カウンセリング等の早期支援の実施を定めるとともに、社会の連帯共助の精神に基づく基金を設置するなどにより、事案に即した被害者等の経済的救済を図る措置を明確に示すべきである。」

前掲の「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめの「第2 提言」「4 経済的支援の対象について」の記述を併せて考えると、国外におけるテロリズムによる被害者等への支援については、個別の事情に照らし、事案に即した、早期支援及び（主として基金による）経済的支援を検討すべきということになる。この検討に際しては、各国の制度が参考になる。とりわけアメリカ合衆国における「反テロリズム及び緊急事態支援プログラム」及び「国際テロリズム被害者支弁償還プログラム」は参考になるが、筆者が別項で紹介する予定であり、また本稿では紙幅の制約もあり、残念ながら割愛する。

## IV 犯罪被害者支援のグローバル・スタンダード

「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則に関する宣言」(Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power) (以下、「宣言」と略称) が、1985年に国連総会で採択されている。これは、21条から構成される、比較的簡単なものである。またこれは「宣言」に過ぎず、各国を拘束するものではない。そこで、その後の各国における被害者支援の発展の成果を盛り込み、かつ各国を拘束する「犯罪及び権力濫用の被害者の司法及び支援に関する条約」(Convention on Justice and Support for Victims of Crime and Abuse of Power) (以下、「条約」と略称) の採択を目指す動きがある。

この条約の草案は、オランダのTilburg UniversityのINTERVICT(特にMarc Groenhuisen教授)と世界被害者学会(World Society of Victimology)の共

同事業として作成されている。これらの関係者は、条約が2009年4月にウィーンで開催された18th Session of the Commission on Crime Prevention and Criminal Justice、及び2010年に開催予定の12th United Nations Congress on Criminal Justiceでの決定を経て、国連総会で採決されることを望んでいるようである。日本政府や日本被害者学会、更には全国被害者支援ネットワークがこれらの動きにどのように対応すべきかが問われているように思われる。

なお、前述のグループにより作成された「条約」の草案(2006年11月14日版)は、24条から構成されている。各条文は比較的長いので、全体の分量はかなり多い。草案には、被害予防、司法および公正な処遇へのアクセスの確保、被害者、証人及び専門家の保護、被害者等への情報提供、被害者等への各種の支援策、修復的司法、損害賠償命令、被害者補償などに関する条文のほか、条約の履行に関する条文が含まれている。

## V 終わりに

以上、「犯罪被害のグローバル化」およびそれに伴う「犯罪被害者支援のグローバル化」についてさまざまな問題を取り上げた。これらを通じて、「犯罪被害のグローバル化」が進行しているのにもかかわらず「犯罪被害者支援のグローバル化」が整備されていないために、多くの「十分な支援を受けていない被害者」、すなわち“Underserved Victims”が存在していることが明らかになった。今まさに、これらの“Underserved Victims”への支援の在り方を検討することが求められているように思われる。また、その中で民間機関の果たすべき役割についても、十分に検討することが必要である。

※編注：全国被害者支援給付事業は、全国47の加盟団体が、現在面接相談や直接支援を提供している被害者等が対象です。行政や警察窓口からの直接申込は受け付けておりませんので、その旨ご了承下さい。本事業は、日本財団夢の貯金箱事業による寄附収益を財源として運営しています。



## 用語解説 …………… 犯罪被害者支援ハンドブック

被害者がいつでも・どこでも・途切れることのない支援を受けられる体制を整えるため、民間団体や国、地方公共団体の各機関が共有して連携した支援を行うためのハンドブック（「ガイドブック」「手引き」等名称は地域により異なります。）が、2008年に内閣府が作成した「被害者支援ハンドブック・モデル案」を下敷きにして、各地で作られつつあります。



### ハンドブック作成の経緯

犯罪被害者等基本計画における重要な課題の一つとして、犯罪被害者等が直面するその時々困難をその都度打開することだけに注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いた施策をおこなうことがあげられています。

そのために、制度や担当機関等が替わっても、連続性のある支援が行われること、そして、誰もが、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れない支援を実施する必要があります。

適切な「橋渡し」等によるスムーズな途切れない支援の実現は、国、地方公共団体及び民間支援団体はもちろん、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関や団体全体で真摯に取り組んでいかなければならない重要課題であり、関係機関・団体の連携を一層充実・強化し、関係機関・団体全般の連携密度の底上げを図るための施策を講ずる必要があります。

そのため、内閣府では、基礎的自治体レベル及び都道府県レベルにおいて、犯罪被害者支援を行う際の留意点や連携方法等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、関係機関・団体に備え付け、活用を図るため、「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成しました。全文が内閣府犯罪被害者等施策推進室のホームページに掲載されています。

現在、内閣府は、各地域において地域の実情に応じたハンドブックが作成され、幅広く活用されるよう、基礎的自治体及び都道府県レベルに働きかけています。



### 愛知県のとりくみ

今回は、その中から、昨年12月に愛知県被害者支援連絡協議会（以下、協議会）が作成した「犯罪被害者支援ハンドブックあいち2009」を例に挙げて、ハンドブックをご紹介します（情報提供：社団法人被害者サポートセンターあいち事務局長神戸氏）。

ハンドブック作成にあたっては、愛知県県民生活部地域安全課が中心となり、県警本部警務部住民サービス課、名古屋地方検察庁企画調整課、名古屋市市民経済局地域振興部地域安全推進課、日本司法支援センター愛知地方事務所、そして、民間団体として、社団法人被害者サポートセンターあいちが関わりました。協議会の会長は県警本部長が務め、事務局は県警の住民サービス課被害者支援室に置かれました。

協議会では、ハンドブックの作成を昨年3月に開始し、11月までに3回の検討を行って、12月22日に発行となりました。編集の際には、情報量の豊富さと、ハンドブックとしての使いやすさとのバランスをとることに一番苦心したとのことでした。

つぎに、章立てに沿って内容を紹介します。まず被害者のおかれる心理的・経済的状況や二次被害について10頁ほどで説明、支援に携わる際の留意事項と被害類型別の対応（殺人、交通事故、性犯罪等々）について20頁弱、さまざまな関係機関や団体との連携の必要性和流れの説明に5頁、70にのぼる関連機関や団体の紹介に80頁ほど、さらに、ニーズに応じた支援の解決手段について20頁ほどの解説を加え、本文は全部で140頁程です。

巻末添付の連絡先リストには120頁が割かれており、民間団体、被害者団体、法テラス、自治体の窓口、県警窓口、裁判所、検察庁、刑事施設、法務局、精神保健福祉センター、保健所、女性センター、民間シェルター、児童相談所、などの関係機関や団体の相談窓口名と電話番号等が掲載されています。

同ハンドブックについては、全文が愛知県のホームページに掲載されています

<http://www.pref.aichi.jp/0000029364.html>

# 2010年度 全国被害者支援ネットワーク事業計画

## ■スケジュール（諸事情により、日程の変更等ございます）

7月15日	被害者支援ニュース第4号
10月2日（金）	全国犯罪被害者支援フォーラム2010
10月3日（土）・4日（日）	秋期全国研修会
10月	被害者の声第4集発行、ポスター・リーフレット発行、自助グループ継続研修
11月15日	被害者支援ニュース第5号
11月25日～12月1日	犯罪被害者週間期間中に一斉募金活動、全国大会
12月～3月	法科大学院講義
2月上旬	春期研修（コーディネーター研修）
3月15日	被害者支援ニュース第6号

## ■通年事業

- 研修用テキスト作成（中上級）・初級マニュアルの改訂（時期未定）
- 早期援助団体立ち上げ支援（随時）
- ベーシックプロジェクト（年6回）
- 事務局ニュース（年6回）
- 被害者緊急支援金給付事業（随時）

### 編集後記

■2010年度の新しい企画として「被害者支援ニュース」を発行することとなり、なんとか3号まで発行することができました。来年度は更に良いものになりたいと思いますので、皆さまのご意見・ご要望をぜひ編集部までお寄せください。（富田）

■この1年間も、多くの方にお世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。来年度も、より一層の被害者支援の充実を目指して努力を続けて参りたいと思います。（池田）

■あっという間に3号の発行となりました。お陰様で発行部数も2000部に到達しました。次年度はより多くの皆さまの手にとっていただけるよう、さらに努力します。（事務局）

次回発行予定日：2010年7月

特集：未定

### 編集員一覧

発行責任：全国被害者支援ネットワーク

委員長：富田 信穂

（NPO法人全国被害者支援ネットワーク副理事長・社団法人いばらぎ被害者支援センター）

委員：高原 勝哉

（社団法人被害者サポートセンターおかやま）

堀河 昌子

（NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター）

池田 志津

（社団法人被害者支援都民センター）

全国被害者支援ネットワーク事務局

日本財団は、NPO法人全国被害者支援ネットワーク及び加盟センター等への助成をはじめ、国内外の社会貢献活動を推進しています。



伝えたいこと  
ありますか。

コミュニケーション。  
人と情報の間に私たちがいます。  
人から人へ情報を伝えるために、  
ヨシダ印刷は、さまざまなメディアを通して、  
コミュニケーションの可能性を届けていきます。



**ヨシダ印刷株式会社** 東京都墨田区亀沢3-20-14  
TEL (03) 3626-1301 (代)